

日本分類学会連合ニュースレター
*News Letter published by the Union of
 Japanese Societies for Systematic Biology*
 No. 22 [2014年3月10日]

第13回日本分類学会連合公開シンポジウム

日本分類学会連合第13回公開シンポジウム「生物多様性条約と名古屋議定書が分類学研究分野へ与えるインパクト ～とくに国内措置について～」が以下の要領で開催されました。プログラムと講演要旨を掲載いたします。

日時：2014年1月11日(土)

会場：国立科学博物館講堂(上野)

13:00～13:05

連合代表挨拶

鶴崎 展巨(鳥取大学)

13:05～13:45

分類学分野の研究者にとっての ABS 問題とはどのようなものか

村上 哲明(首都大学東京)

13:45～14:30

研究拠点としての植物標本室と海外でのフィールド調査

邑田 仁(東京大学)

14:30～15:15

名古屋議定書で、変わること、変わらないこと

磯崎 博司(上智大学)

15:15～15:30 休憩

15:30～16:15

名古屋議定書と分類学: その問題点と解決案

安藤 勝彦(製品評価技術基盤機構)

16:15～17:00

国内措置の検討状況と今後の課題

炭田 精造(バイオインダストリー協会)

17:00～17:30

想定問題に基づく Q&A

世話役・司会：奥田 徹(玉川大学)・村上 哲明(首都大学東京)

プログラム

分類学分野の研究者にとっての ABS 問題とはどのようなものか

村上 哲明(首都大学東京・牧野標本館)

1. 生物多様条約と ABS (生物遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)

1993年に発効した生物多様性条約が、野生生物の保全を目的とした環境条約であると同時に、経済条約でもあることをご存知だろうか。この条約は、生物多様性の保全に加えて、生物資源の持続可能な利用と「生物遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit Sharing: ABS)」もその目的としている。さらに、この条約は、生物遺伝資源に対する主権的権利がその所在国に属していることを再確認している国際条約でもある。つまり、野生生物であっても、それは人類の共通財産ではなく、それが所在する国の管理・管轄下のものであるという考え方が、その採択の時点で、国際的に一般的になっていたということである。そこで、海外で野生生物の調査や採集をするためには、その国の法律がそのように定めている場合は、その許可を得なければならないし、生物遺伝資源の利用によって生じる利益を提供国である原産国に公正かつ衡平に配分するために、当事者間の協定において、その内容を含めて合意することが求められているのである。

2. 名古屋議定書と分類学分野の研究者への影響

2010年に生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催されたことは記憶に新しい。しかし、そこで採択された名古屋議定書が、生物多様性の保全に直接関わるものではなく、原産国への利益配分に実効性をもたせることを目的にしたものだったことをご存じない研究者はさらに多いのではないだろうか。名古屋議定書の正式名称は、「生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる理系の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」なのである。これが分類学分野の研究者にも大きな影響があるのは、名古屋議定書では、締約国が自国内で海外の生物遺伝資源が利用される際に

他国のABSに関する法令(ABS法)が遵守されているかどうかを監視(monitor)し、その監視の実効性を図ることが謳われているからである。

わかりやすいように、分類学分野の日本人研究者がインドネシアで野生生物の現地調査と標本採集をし、標本を日本に持ち帰って研究をしている場合を想定してみよう。その日本人研究者がインドネシアのABSに関する法令が存在する場合に、その要件を遵守しているか、もっと具体的にいえば、その法令が定めている場合は、インドネシア政府の調査・採集・国外移転許可を取得したかどうか、また、同様にその法令が研究成果の公表に条件をつけている場合は、その条件に従っているかどうか、研究者による確実な自己確認が達成されるような国内措置を執ることが日本政府に求められている。

そのためには、当事者間では、研究成果が得られた場合にその利益(学会発表や論文発表も利益である)をインドネシア人の共同研究者に衡平に配分できるように、共著者にすることなどを明記した協定を所属機関の間で正式に結んでいることが必要になる。

さて、分類学分野の研究は、通常、商業的利益を生み出すことを目指してはいないし、実施にもそのような利益を出すことはまずない。その一方で、生物多様の保全のために直接役立つ情報を提供できるので、生物多様性条約、あるいはABSに関係する規制は受けないと誤解されている研究者が少なくないようである。しかし、生物の標本やサンプルを採集することは遺伝資源の取得に他ならない。現在、多くの研究者が博物館や大学の標本庫などに所蔵されている標本を材料にして塩基配列情報を得ていることを見ても、これは明らかである。また、野生生物そのものが潜在的に遺伝資源なので、DNA解析をしなくても、さらに採集は一切せずに観察調査をするだけでも遺伝資源にアクセスしたことになるのである。また、生物多様性条約のいう利益は、商業的利益(金銭)に限定されず、研究成果を得て論文発表することも利益(非商業的利益)とされている。したがって、分類学分野の研究活動も名古屋議定書の影響をまさに直接的に受けるのである。

3. 分類学分野の研究者にとってのABS問題

それでは、我々分類学分野の研究者にとってのABS問

題とは具体的にどのようなものになるだろうか。次にそれについて説明したい。名古屋議定書の採択を受けて、環境省はABSに係わる日本国内の措置(法的、行政的、政策的のいずれか)の大まかな方向性とあり方についての検討会を開催してきた。ちょうど昨年(平成25年)末の12月に検討会の報告書ができたばかりである(今回のシンポジウムの講演者の一人である磯崎先生は、その検討会の座長であった)。これから、報告書を考慮しながら、具体的に実際の国内措置が決められていくはずである。

さて、分類学分野の研究者の多くは、国公立大学の教員や公的な博物館の研究員など、公務員相当の職に就いている。さらに、研究費の多くも科学研究費補助金など、公的予算に依存している。したがって、我々日本人研究者は日本の法令に違反することは決して許されない。同様に、相手側の国の法令に違反することも好ましくない。特に研究に直接関わるような法令に違反すれば失職したり、研究費の返納を求められたりするはずである。もし日本国内のABSに関する監視が我々研究者にとって厳し過ぎる(毎年の報告が煩雑になりすぎるなど)と、研究に支障を来すであろう。一方で、特に東南アジア地域における生物多様性の研究における日本人研究者の貢献度は非常に大きい。万一にも、日本人研究者がこれらの地域で調査や標本・サンプルの採集が実質的にできないような事態になれば、生物多様性に関する科学的理解を深めるための研究が大幅に滞り、その保全にも支障が出るのが危惧される。これが、分類学分野の研究者にとってのABS問題なのである。

したがって、日本のABS国内措置が分類学をはじめとする基礎的分野の研究者にとって過大なものにならないように政府にはたらきかけをすることが我々研究者にも求められていることになる。私は日本分類学会連合のABS問題担当として、環境省と文科省の関係当局に分類学分野の現状を説明し、国内措置が過大な負担にならないようお願いしてきた。

4. 分類学分野の研究者が今やるべきこと

その一方で、名古屋議定書は既に採択されており、COP10の議長国であった日本はこれを批准する方針を示している(名古屋議定書は批准しない方が日本の国益にかなうとの意見も環境省のあり方検討会で出ていたが)、

我々研究者は、名古屋議定書で求められていることを遵守できるように早急に準備を進める必要がある。そもそも、そこで求められていることの内容(提供国法令の遵守および当事者間の協定の遵守)は当然のことであり、名古屋議定書以前に生物多様性条約において定められていることである。

仮に日本の国内措置が当面はそれほど厳しいものにならなかったとしても、生物多様性条約、さらにその1つであるABSの項目を日本人研究者も適切に遵守していくことが必要である。海外の遺伝資源にアクセスする場合に、名古屋議定書が求めているのは、利用者が資源提供国の法令が定めている場合は、政府から事前に許可(Prior Informed Consent, PIC)を得ること、さらに特に研究者の場合は、利用者と資源提供国の共同研究者の間で遺伝資源の国外への移動や利益配分(論文の共著者にするのも、重要な利益配分である)について、個人間ではなく、所属機関間で協定(Mutually Agreed Terms, MAT)を結ぶことである。関係法令が協定について定めている場合は、それに従う必要もある。この2つについては必ず十分に事前確認をしなければならない。さらに遵守していることを客観的に証拠づけるために、例えば海外に調査に行く場合には、観光ビザではなく、調査ビザをとって行くなどの配慮も必要になるであろう。特に、科研費を始めとする公的な研究費をもらって海外に調査に行く場合は、すぐに他国のABS法を遵守することが厳格に求められるようになるはずである。標本も遺伝資源として諸国で認知されており、MTA(Material Transfer Agreement)などの手続きなしでは移動できなくなりつつある。研究材料を提供する場合も、提供者としての権利を担保する為に材料譲渡契約書を必ず確保する必要がある。

繰り返すが、我々分類学分野の研究者は、生物多様性条約、提供国の国内法令、当事者間の協定、名古屋議定書で求められていることをきちんと理解し、それぞれの義務を先取りして果たせるように早め早めに準備を進めていく必要がある。逆にそのようにしていれば、日本の国内措置がどうなるうとも、恐れることはないはずである。

研究拠点としての植物標本室と海外でのフィールド調査

邑田 仁 (東京大学・小石川植物園)

世界で最も有名な植物園であり、また最も有名なハーバリウム(植物標本室)を持つイギリスのキュー植物園は2003年に世界文化遺産に認定された。その理由のひとつは、植民地時代に行われた、茶、天然ゴム、キナノキなどの資源植物の収集と伝播であるという。ハーバリウムは資源植物の同定という実用的な目的を含む植物分類学の研究資源の集積とそれを利用した研究の場であり、また研究の証拠として残される標本の保存場としても働いて来た。分類学的研究には地球レベルでの標本資料の比較検討が不可欠であり、そのため、ハーバリウム間での標本の貸し借りや交換が積極的に行われて来た。標本借用を依頼すると送り主が送料を払って標本を貸してくれるような慣習は、他の分野の資料にはない奇特なものではないだろうか。

生物の国際間移動に関して様々な国が様々な制約を設けているが、ハーバリウム間相互の標本のやり取り、植物園間相互の種子のやり取りは、それぞれ研究目的、植物の収集展示目的と見なされ、他の営利目的の移動に比べて特段の便宜が図られているのが一般的である。このことは絶滅危惧植物の国際間移動を制限するCITESにおいて、政府機関が認定する研究機関の間の移動に特例を設けているのと似ている(しかし、我が国では認定窓口が無いために認定機関となる道が閉ざされている)。我々が長年行って来た中国の植物多様性についての現地調査を伴う中国研究者との共同研究についても、このメリットがあったからこそある程度の成果を上げることができたといえよう。中国が外国人に対して開放政策をとるようになった頃、外国人は「外賓」と呼ばれ、対応者(通訳であったり、ガイドであったり、共同研究者であったり)の下で特別の待遇が与えられた(もちろんそのサービスに対する経済的負担は求められた)。もし外賓に不都合な行動があった場合でも、本人が責任をとらされるということは希であり、多くは対応者の責任として処理されたようである。そうした考え方はおそらく最近でも続いている。米国の某研究機関がチベット調査の共同研究資料(植物標本)を持ち出す時に、その木箱にジャコウネコ

の毛皮を入れていることが空港で発覚し、本人にも或る程度のペナルティがあったかもしれないが、カウンターパートの昆名植物研究所は、しばらくの間植物標本の海外送り出しを禁じるという制裁を受けた。

我々が中国でフィールド調査を行おうとする場合、まずは受け入れ研究者を探し、その研究者が所属研究機関を通じて日本人研究者との共同研究の許可を得ることになる。これには数ヶ月から1年以上かかることもある。しかしそれに関する申請書や許可証を見た事はない。従って何が許されてなにが許されていないかということは具体的にはわからない。上記のように、研究者あるいは研究機関が申請を行い、我々がその指示に従う範囲で活動することで、許可条件を守っていることになるのであろう。外国人を含めた調査が難しい地域については、中国人だけが調査活動を行い、我々はオブザーバーという形で同行したこともあった。しかし、われわれが注目した植物を共同研究者が採取してくれば特に支障はない。我々にとってそのような調査活動のもっとも重要な資料は押し葉標本であり、これがいったん中国側機関の所有物となった後に、一部または全部がハーバリウム間相互の標本移動の形で日本に送られて来る。以後はこれらを利用して研究し、共著論文を発表するという段取りで進む。

特定の植物(分類群)だけを研究資料に用いるような研究ならば、個人として日本から採集許可申請等を行うこともできようが、地域植物の多様性の解明のような包括的な研究にはハーバリウムを拠点とする研究活動が不可欠である。

名古屋議定書で、変わること、変わらないこと

磯崎 博司(上智大学大学院・地球環境学研究所)

1. ABS 問題の背景

1970年代以降、先進国は、生物種や遺伝資源を国家主権の枠外に置こうとした。これに対して、開発途上国は、それらに対する主権の強化とともに、過去に移転されたものを含めて公正な利益配分を求め、それを国際義務であると主張した。先進国の中にも自国内の遺伝資源に対する管轄権が必要との意識が広まり、1980年代半ば以降、生物資源・遺伝資源の開発利用に対して主権的権利が及ぶことが

国際的に認識されるようになった。生物多様性条約(CBD)は、その認識を基礎として採択され、公正かつ衡平な利益配分は定められたが、過去に移転されたものへの適用と利益配分を国際義務とすることは否定された。

CBDが発効しても、遺伝資源の利用と利益配分は進まなかったため、開発途上国は、ABS(名古屋議定書)交渉の開始を求めた。特に、①過去に移転されたものも含めて利益配分の義務があること、②政府許可(PIC)取得と当事者間契約(MAT)締結および衡平な利益配分を国際法上の義務とすること、③提供国の国内法の越境取り締まりを利用国に義務づけること、④国内法・PIC違反や契約(MAT)不履行を表面化させるため特許出願時に出所開示を義務づけること、を主張した。名古屋議定書においては、③に関連する国際協力制度が取り入れられたが、他の3点は否定された。

2. 正確な理解が必要

ようやく、ABS、CBD、名古屋議定書に関心が集まるようになったが、それらの理解が正確でないために、混乱が生じているようである。上述のように、CBDも名古屋議定書も、必ずしも大規模な変革を定めているわけではなく、開発途上国の主張の大半は否定された。CBDおよび名古屋議定書によって変わることもあるが、実は、変わらないことも多い。また、変わることの中には、先進国においては当然のことも含まれている。本報告では、以下のような設問を手掛かりに、その実像を探ることとする。

・しないと CBD 違反になるか、または、名古屋議定書違反になるか

提供国政府の PIC を得ないと・・・

その PIC 許可条件を守らないと・・・

提供者と MAT を締結しないと・・・

別個に利益配分 MAT をしないと・・・

利益配分をしないと・・・

公正かつ衡平な利益配分でないと・・・

MAT を守らないと・・・

これまでと変わる事なのか、特別なのか

PIC、MAT、公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源の取引・利用

名古屋議定書と分類学：その問題点と解決案

安藤 勝彦((独)製品評価技術基盤機構(NITE)・バイオテクノロジーセンター)

1. 国内法の遵守

海外の生物遺伝資源を利用したい場合、あるいは海外の生物遺伝資源を日本へ移動したい場合、その国にそれに関係する国内法や規則があるのであればそれに従うのは当たり前のことである。これは、生物多様性条約や名古屋議定書を論じる以前の問題である。

例えば、モンゴルから生物資源を日本などの海外に移動する場合には次のような手続きが必要になる。

- ① 自然環境観光省への申請
- ② State Specialized Supervision/Inspectorate/Agency of Mongolia (SSS/I/ AM)への申請
- ③空港内の SSS/I/AM 支所での手続き

このような申請に対する許可を得た後、最後に、空港内の税関へ行き、生物資源移動のために上記①および②で得られた各許可書を提出し、最終の移動許可を得る事になる。従って、特に、自然環境観光省からの許可書がなく生物資源をモンゴルから国外に移動した場合には、当然ながら違法行為と見なされる。

この場合の問題点は、その国の国内法を理解しているか、していないかという点にある。解決策は、生物資源提供国の国内法を十分把握すると言うことに尽きる。

2. 生物多様性条約 (CBD)

海外の生物遺伝資源を分類学などの学術利用あるいは産業利用する者にとって、重要な条項の一つが CBD の「第15条 遺伝資源の取得の機会」であり、要約すると以下のようになる。

- * 各国は自国の遺伝資源への主権的権利を持つ
- * 遺伝資源へのアクセスはその国の国内法令に従う
- * 提供国と利用者間での事前合意が必要(PICの取得)
- * 相互に合意する条件で行う(MATの締結)
- * 利益は公平に分配する

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)、バイオテクノロジーセンター(NBRC)は、わが国におけるバイオテクノロジー産業発展の基盤を整備するという役割を担っている。微生物

資源は、バイオテクノロジー産業の発展にとって必要不可欠なものであり、地球上には現在知られている微生物種に比べ遥かに多くの未知の微生物が生息していると推定されている。したがって、これら未知微生物の探索を積極的に進めて自然界の微生物資源に関する学問的知見を広めるとともに、それらの有効活用を図り、同時に有効活用を図るための技術・方法を開発することは、今後のわが国におけるバイオテクノロジー産業の発展の基盤を整備するという役割を担う NBRC に課せられた極めて重要な任務である。NBRC は、わが国が生物の多様性に富むアジア諸国に隣接しているという地理的利点を生かし、アジア諸国の関係者と密接な連携を図り、それぞれの国の自然界に生息する多種多様な微生物を各国の研究者と共同で分離し、それらを有効に利用することで関連する産業の発展に貢献することを目指して業務を展開している。

現在、NBRC は、インドネシア、ベトナム、モンゴルおよびミャンマーなどの各国と共同で微生物探索、微生物資源の生息域外保全、ならびにそれら資源の学術利用および産業利用を精力的に進めている。NITE は、それら各国の政府機関と CBD に則った形での覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) を締結し、その下で NBRC が各国の微生物研究機関とプロジェクト合意書 (Project Agreement: PA) を締結し、それら国々で微生物探索を遂行し、分離した微生物株を NBRC に移動し、日本の企業や大学においてそれら海外の微生物株を利用できるような素材移転合意書 (Material Transfer Agreement: MTA)を開発し、海外の微生物資源の利用を促進してきた。

生物多様性条約における重要なポイントは、生物遺伝資源提供国から PIC や MAT を取得しているかどうかである。解決策は、海外で生物遺伝資源の探索をするような場合など、利用者はバイラテラルな関係で生物資源提供国から PIC を取得し、更には MAT を締結することに尽きる。これをなくして海外の生物遺伝資源にアクセスすることは今やあり得ないと考えた方が良いであろう。

3. 名古屋議定書

名古屋議定書の条文には「as appropriate(適切な場合には)」という文言が多数用いられている。また、本議定書には解釈が曖昧な(グレーの)部分があり、これらのグレー部

分については各国の国内法または規則が制定された時点でクリアになるはずである。従って、現時点においては、名古屋議定書の曖昧な部分の解釈は、グレーな部分が明確化された国内法或いは規則ができるのを待つしかない。ここでは、名古屋議定書の第8条に関して考えてみたい。

名古屋議定書第8条:特別な考慮の(a)には以下のよう
に述べられている。

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次のことを行う。

(a)特に開発途上国において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件(非商業的な目的の研究のための取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な措置によることとするを含む。)を整えること。

NITEは、2004年からアジア各国の生物遺伝資源(特に微生物)の研究者やその利用に係る研究開発政策担当機関の代表者との意見交換や情報交換などを通じて各国関係者間の理解を深めることにより、生物多様性条約(CBD)の枠組みの中でアジアを中心とした生物遺伝資源の保存とその有効利用を図ることを目的に、「微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム(ACM)」を毎年主導してきた。ACMには、現在インド、インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、中国、日本、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオスの13カ国が参加しており、最近では、2013年9月22日に北京において第10回ACM年次会合が開催された。

ACMには以下に示す3つのタスクフォース(TF)がある。

1. Asian Biological Resource Center Network (ABRCN)
2. Human Resource Development (HRD)
3. Management of Material Transfer of Biological Resources (MMT)

この内のMMT-TFでは、2012年から名古屋議定書の第8条(a)に述べられている条件について検討してきた。その結果、名古屋議定書に則った生物資源の国境を超える移転には、煩雑な手続きを要することが推測されると結論し、この事は、微生物を保存提供している微生物保存機関

(MRC)の活動にも大きな影響を与えるものと結論した。そこで、MMT-TFではMRC間の微生物の効率的な移転のための新しいスキームとしてNIEMA(Network of International Exchange of Microbes in Asia)を開発した。このスキームはNIEMAのCode of Conductに合意する微生物保存機関(MRC)の間で学術利用を目的としたタイプ株の交換を円滑に行い学術研究活動が名古屋議定書によって妨げられないようにするものである。NIEMA機関内の微生物株の移転情報はNIEMAクリアリングハウスで管理する。

名古屋議定書における重要なポイントは、生物遺伝資源アクセスはその提供国の法律或いは規則に基づいて行わなければならない点、そして国境を越えた違反追求が可能になった点である。しかしながら、分類学などの学術利用に関しては、名古屋議定書第8条(a)を尊重し、その研究活動が妨げられないようにすることが大切であり、そのための解決策としては、生物遺伝資源の研究利用や移動については新たにマルチラテラルなスキームを考え出すことにあると考える。

参考文献

- 磯崎博司, 炭田精造, 渡辺順子, 田上麻衣子, 安藤勝彦編(2011). 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題, pp.289, 信山社, 東京.
- 安藤勝彦(2011) 生物多様性条約下での海外微生物資源探索. バイオサイエンスとインダストリー 69(3): 219-223
- 安藤勝彦(2012) 海外生物遺伝資源を利用する人のための生物多様性条約. 日本乳酸菌学会誌 23(1): 40-46

国内措置の検討状況と今後の課題

炭田 精造((財)バイオインダストリー協会(JBA)・生物資源総合研究所)

1.「遺伝資源へのアクセスと利益配分」の国際ルール

生物多様性条約(以下、条約)が1993年12月29日に発効した。日本を含む世界のほとんどすべての国が条約の加盟国である。

条約にもとづくABS原則というものがある。ABSとはアクセスと利益配分(Access and Benefit-Sharing)の略語である。

海外の遺伝資源を利用したい場合は、①資源提供者と遺伝資源の利用の仕方について話し合い、書面で契約(協定)を締結する。同時並行的に、②提供国政府から利用の許可を取得する。①、②両者は一体の行為であり、遺伝資源を利用を始める前にクリアしなければならない。

遺伝資源の利用から生ずる利益(Benefit)の配分とは、共同研究の場合には、研究結果の共有、論文の共著などケースにより様々であろう。利益配分の仕方は提供者と利用者双方が互いに話しあい、合意する条件を決める。利益配分は通常、貢献度にしたがって決められる。2002年にボン・ガイドライン(Bonn Guidelines)が採択された。ボン・ガイドラインはABS原則にもとづく手続きを具体的に説明している。

ABS原則の理念は世界的に相当広く普及している。特に、生物多様性に富む開発途上国ではこれに敏感である。ただし、理念のみが先行して、制度の整備がそれに伴っていない国が多い。しかし、先進国の企業や研究者はこの理念を尊重し、仮に相手国にABSの法的制度が整っていない場合でも、自発的にABS原則を踏まえた行動をとることが奨励されてきた。特に、2002年以降からその傾向が高まってきている。

締約国会議で名古屋議定書(以下、議定書)が採択された。議定書は「ボン・ガイドライン」を念頭に置いて策定された。両者に類似点が多いが法的拘束力が異なる。

議定書の一つの特徴は、遺伝資源利用国に国内遵守措置(以下、国内措置)の設置を義務づけていることである。要するに、利用国政府は、自国の利用者が、①資源提供者と契約を締結すること、および、同時並行的に、②提供国政府から利用の許可を取得すること、を遵守するような措置をとらねばならない。端的に言えば、遺伝資源利用者にとっては、前頁で述べたABS原則の遵守が自国の政府によって義務化されるということである。

現在、環境省が事務局となり、学术界、産業界等の委員により国内措置のあり方が検討されている。次の点について委員の間で合意がある。国内措置は：

- ア) 議定書に基づくABS国内法令を設置し、それを条約事務局のウェブサイトで公開している国を対象とすること。(該当国は当面、少ないだろう)
- イ) 議定書の発効後、かつ、国内措置の発効後に取得される遺伝資源に適用すること。(つまり、過去にさかのぼって適用しない)

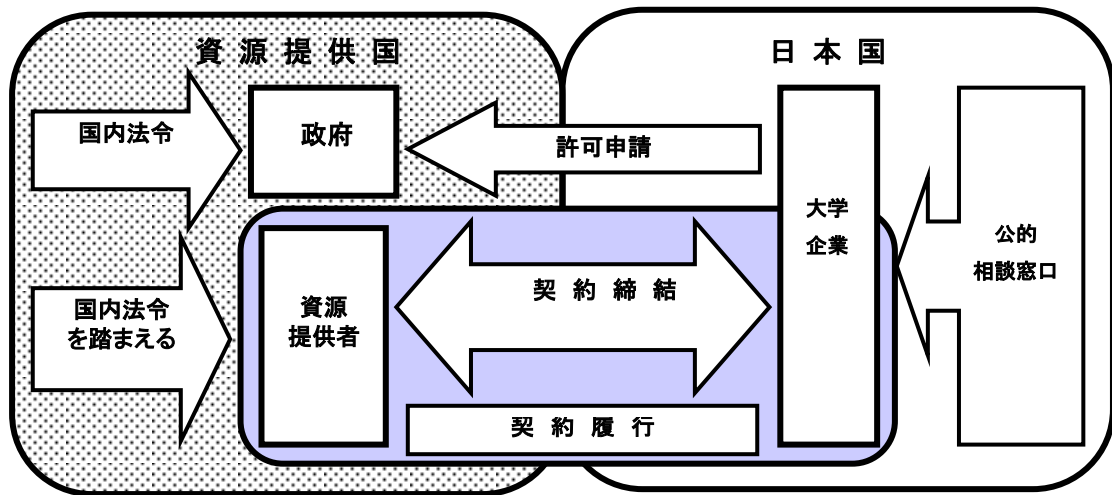


図1 ABS原則による手続きのイメージ

2. 「名古屋議定書」と「国内措置」

2002年、開発途上国は法的な拘束力のないボン・ガイドラインではABS原則の実施を確保できないと主張し、2003年から条約の下で国際交渉が始まった。結局、2010年の

この制限条件のついた国内措置ならば、その影響範囲は、当初は、かなり限られているであろう。短期的(ここ数年)で考えれば、国内措置はあまり恐くないかもしれない。しかし、長期的には対象国が増え、影響範囲は拡大してゆく。した

がって、最も心配すべきことは今後の長期的戦略である。

3. 今後の課題

現時点で ABS 国内法令を整備していない国は多いが、これらの国もいずれは制度を整備してゆくであろう。そういった国の研究者と共同研究をする際は、現時点から、日本側から自発的に提案して、ABS 原則を踏まえたやり方を始めることが極めて重要である。将来、彼らの国の制度が整備された時、かつての日本人研究者の誠意を彼らは肌で感じるだろう。長期的な信頼関係はそのようなところからも生まれるのである。

日本には 2002 年にボン・ガイドラインが採択されて以来、自発的に ABS 原則を実践するシステムを作り、実施してきた歴史がある。その経験や情報を踏まえて学術や産業のための各種の相談窓口等も発展しつつある。分類学の分野の皆さんが、これらとネットワークを作り、分類学にふさわしい ABS システムを、世界に先駆けて一步一步、作り上げることは日本の分類学の長期的な発展のために必ず役立つでしょう。

想定問題に基づく Q&A

奥田 徹(玉川大学・学術研究所)・村上 哲明(首都大学
東京・牧野標本館)

研究のために海外の生物資源を利用している、あるいは今後利用しようとしている方々のために、「A 国の B 大学研究者と共同研究を行っており生物資源を日本に持ち帰って研究をしている」というような漠然とした例で、これは〇か×か、という単純なことではなく、もっと事例に近い例で、どのようにしたら問題を回避できるかを考えてみたい。

すなわち、1) 海外の生物資源にアクセスする契約をしたのはいつか・・・CBD 発効の 1993 年以前か以降か、ボン・ガイドラインが制定された 2002 年以降か、名古屋議定書が批准された時点以降かなど、2) 相手国はどこか、3) 相手国に国内法があるか、4) 実際の共同研究先(契約相手)はどこか、5) どのような契約か、などの条件によって、問題が生ずる可能性があるかどうか異なる。事例を用意して、あるいはフロアからの例をもとに、本日の演者の先生方のご意見を伺う予定である。

日本分類学会連合加盟学会の大会・シンポジウム

日本魚類学会

第 47 回日本魚類学会年会
会期：2014 年 11 月 14 日(金)～17 日(月)(予定)
神奈川県立生命の星・地球博物館、横須賀市自然・人文博物館(共催)

日本珪藻学会

日本珪藻学会第 35 回大会
会期：2014 年 4 月 26 日(土)～27 日(日)
会場：名古屋大学

日本古生物学会

日本古生物学会第 164 回大会
会期：2014 年 6 月 27 日(金)～29 日(日)
会場：九州大学

日本植物分類学会

日本植物分類学会第 13 回大会
会期：2014 年 3 月 20 日(木)～23 日(日)
会場：熊本大学黒髪南キャンパス

日本ダニ学会

第 14 回国際ダニ学会議
会期：2014 年 7 月 14 日(月)～18 日(金)
会場：京都テルサ

日本動物分類学会

日本動物分類学会第 50 回大会
会期：2014 年 6 月 14 日(土)～15 日(日)
会場：国立科学博物館・筑波研究施設

日本哺乳類学会

日本哺乳類学会 2014 年度大会
会期：2014 年 9 月 4 日(木)～7 日(日)
会場：京都大学

日本菌学会

日本菌学会第 58 回大会
会期：2014 年 6 月 13 日(金)～15 日(日)
会場：サイエンスヒルズこまつ(石川県小松市)

日本進化学会

日本進化学会第 16 回大会
会期：2014 年 8 月 21 日(木)～24 日(日)
会場：高槻現代劇場

日本地衣学会

日本地衣学会第 13 回大会・国際シンポジウム
会期：2014 年 7 月 12 日(土)～13 日(日)
会場：秋田カレッジプラザ

日本貝類学会

日本貝類学会平成 26 年度大会
会期：2014 年 4 月 12 日(土)～13 日(日)
会場：大阪市立自然史博物館

日本蜘蛛学会

日本蜘蛛学会第 46 回大会
会期：2014 年 8 月 23 日(土)～24 日(日)

会場：名古屋市立大学桜山（川澄）キャンパス

2) 氏名(日本語表記ならびにローマ字表記)

3) 所属

を明記の上、〈TAXA〉運営担当の三中信宏(taxa-admin@ml.affrc.go.jp)までご連絡ください。

日本甲虫学会

日本甲虫学会第5回大会

会期：2014年11月22日(土)～23日(日)

会場：岡山県倉敷市

日本生物地理学会

日本生物地理学会第69回大会

会期：2014年4月12日(土)～13日(日)

会場：立教大学

[編集後記]

分類連合ニュースレターでは随時加盟学会員の皆様から広くご寄稿を募集しております。原稿は富川宛(tomikawa@hiroshima-u.ac.jp)に電子メールでお送りください。皆様からの多数のご寄稿をお待ち申し上げます。

(ニュースレター編集担当：富川 光)

日本藻類学会

日本藻類学会第38回大会

会期：2014年3月14日(金)～18日(火)

会場：東邦大学

日本土壌動物学会

日本土壌動物学会第37回大会

会期：2014年5月24日(土)～25日(日)

会場：駿河台大学

日本分類学会連合ニュースレター 第24号

2014年3月10日発行

発行者 日本分類学会連合

事務局 〒169-0073 東京都新宿区百人町3-23-1

国立科学博物館

編集者 富川 光(広島大学大学院教育学研究科)

日本プランクトン学会・日本ベントス学会

2014年日本プランクトン学会・日本ベントス学会

会期：2014年9月4日(木)～7日(日)

会場：広島大学

TAXA —— 生物分類学メーリングリスト

日本分類学会連合が運営するメーリングリスト〈TAXA〉は、生物分類学に関する情報交換や討論をするためのメーリングリストで、生物分類学に関心をもつすべての方に開放されています。〈TAXA〉メーリングリストは下記の趣旨により開設されました。

日本分類学会連合は、「生物の分類学全般にかかわる研究および教育を推進し、我が国におけるこの分野の普及と発展に寄与することを目的(規約第2条)」として、2002年1月12日に設立されました。現在、分類学に関係の深い27の学会が加盟しています。その後、本連合はこの目的に向かって様々な活動を展開してきましたが、このたび新たな事業として「メーリングリスト〈TAXA〉」を開設することになりました。このリストの趣旨は、本連合からの広報のほかに、登録会員が互いに分類学に関する情報交換や討論をするための場を提供することにあります。したがって、このリストは本連合の加盟学会の会員ばかりでなく、分類学に関心をもつすべての方に開放されます。なお、リストへの登録など管理、運営は本連合の担当者が行いますが、投稿は登録会員なら誰でも自由に行えます。多くの方が登録くださいますようご案内申し上げます。

2003年12月21日

日本分類学会連合

代表：加藤雅啓

〈TAXA〉は2003年12月13日に開設され、2003年12月24日午後5時に稼動開始しました。2013年12月12日の時点で【1007】名の会員が登録されています。入会を希望される方は、

1) メールアドレス